平成２５年（フ）第４１６号
東京都大田区西蒲田５丁目19―15―401
債務者　高梨　守弘
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７号
東京都江戸川区南小岩２丁目４―47
債務者　北原　美砂
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１８号
東京都墨田区八広１丁目13―１―203　八広第２ハイツ
債務者　久木田　至
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１９号
東京都台東区松が谷２丁目２－６　斉藤ビル３Ｆ
債務者　岩見　文子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２３号
東京都江戸川区東葛西４丁目32―10　Ｒｅｖａｇｅ　Ｍｏｒｉ参番館101
債務者　須藤亜紀子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２６号
神奈川県川崎市宮前区東有馬１丁目４―27
債務者　伊東　宏枝
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２７号
神奈川県相模原市南区大野台２丁目18―26―104
債務者　白石　陽子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２８号
東京都東村山市秋津町５丁目21―54―106
債務者　村田　　茂
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２９号
埼玉県草加市氷川町528―１―207
債務者　羽場　　仁
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３０号
神奈川県厚木市水引２丁目８―38―802
債務者　織畠真由美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３７号
東京都練馬区関町南３丁目32―20―403
債務者　鈴木　祥太
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３８号
埼玉県川越市大字上戸297―５　数野ハイツＢ102
債務者　向川　　淳
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４１号
東京都葛飾区東新小岩２丁目１―15―101
債務者　佐々木道秀
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４４号
東京都狛江市東野川４丁目17―５―205
債務者　廣瀬　鮎美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３号
東京都世田谷区船橋２丁目14―３―105
債務者　奈須　裕子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５７号
東京都練馬区早宮３丁目55―10―202
債務者　土屋　伸世
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部